

「令和8年度横浜市中小企業人材確保支援事業業務委託」契約結果

令和8年度横浜市中小企業人材確保支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和8年度横浜市中小企業人材確保支援事業業務委託
- 2 委託内容 ウェブサイト上への市内中小企業の掲載及び作成支援、人材確保支援セミナーの企画・運営等
- 3 契約の相手方 エン株式会社
- 4 契約金額 5,995,000円
- 5 契約日 令和8年3月27日
- 6 評価結果 下記のとおり

提案者	評価点数	順位
エン株式会社	609	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

- (1) 評価基準 別紙のとおり
- (2) 評価委員会の開催経過
- ア 開催日時 令和8年2月17日 14時30分～15時30分
- イ 開催場所 市庁舎31階N03(横浜市中区本町6-50-10)
- ウ 出席状況 出席数 5人／委員数 5人(出席率 100%)
- エ 主な発言内容
- ・ 課題対応を図りながら採用につなげる計画となっており、専任者による企業の求人原稿作成支援や、掲載期間の3か月に、AIスカウトサービスのような特徴的な支援などのフォロー体制により、中小企業の人材確保に対する手厚い支援を期待できる。
 - ・ 提案されている支援を通じて、採用率50%という高い目標を掲げており、事業効果も期待できる。

- 8 問い合わせ先 経済局中小企業振興部ものづくり支援課
045-671-3489

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ()は加重倍率	コメント
提案内容に関する視点	20			
業務目的の理解及び事業の実施に必要な基本的知識	10			
業務運営計画の妥当性	10			
業務実施方針および手法に関する視点	110			
企業の求人作成支援に係る実施手法と支援内容	20		(10×2)	
求人情報の掲載期間中の採用マッチングにつなげるための実施手法と支援内容	20		(10×2)	
求人情報の掲載以外による企業の採用力向上につなげるための実施手法と支援内容	20		(10×2)	
求人がより多くの求職者の目に留まるための広報等の支援内容	10			
人材確保支援セミナーの企画・運営・手法	10			
業務目標値の妥当性	10			
就職情報サイトの規模、地域性、実績	20		(10×2)	
実施体制に関する視点	20			
従事スタッフの構成・人数など	10			
類似業務の受託実績	10			
小計	150			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
④地域貢献活動に関する取組	1	公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。
⑤脱炭素化に関する取組	1	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	13	
合計	163	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、「市内の中小企業であること」での加算は原則5点とする。なお、加算項目については、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
提案内容に関する視点	20		
業務目的の理解及び事業の実施に必要な基本的知識	10		・事業の目的・内容を十分理解しているか。 ・中小企業等の人材確保に関し、中小企業を取り巻く雇用環境や求職者のニーズ、採用事例、データの把握等、豊富な知識があり、業務目的を達成するための提案をしているか。
業務運営計画の妥当性	10		・具体的かつ実現可能なスケジュールが設定されているか。
業務実施方針および手法に関する視点	110		
企業の求人作成支援に係る実施手法と支援内容	20	(×2)	・企業募集後の求人作成支援に係る実施手法や支援内容が、参画企業の魅力的な求人作成が円滑に行えるような内容を提案されているか。
求人情報の掲載期間中の採用マッチングにつなげるための実施手法と支援内容	20	(×2)	・求職者からの応募状況などに応じて、求人内容の改善を行えるような内容が提案されているか。 ・企業からの要望に応じ、人材確保に資する適切な支援が行える内容が提案されているか。
求人情報の掲載以外による企業の採用力向上につなげるための実施手法と支援内容	20	(×2)	・企業が求職者へアプローチするための仕組みを含む提案内容となっているか。 ・求職者との面接など、選考過程における課題解決に向けた支援が行える内容が提案されているか。 ・企業の長期的な採用力向上につながるよう選考活動や就労に関する情報等の提供が行える内容が提案されているか。 ・応募者数を増やすための企業の情報発信に関する支援が行える内容が提案されているか。
求人がより多くの求職者の目に留まるための広報等の支援内容	10		・多くの応募者の獲得につながるよう、就職情報サイトに掲載した求人が、より多くの求職者の目に留まる仕組み作りや、求職者への広報などが行える内容が提案されているか。
人材確保支援セミナーの企画・運営・手法	10		・市内中小企業の人材確保に関する課題を認識し、課題解決に対して効果的な内容を含むセミナー構成となっているか。
業務目標値の妥当性	10		・就職情報サイトを通じた人材確保に向け、掲載企業へのアクセス数、応募件数などの詳細な目標値を、実績や適切なデータを用いてより高く設定されているか。
就職情報サイトの規模、地域性、実績	20	(×2)	・就職情報サイトについて、活ユーザー数等、より多くの求職者へ訴えることのできる規模が認められるか。 ・地域における活ユーザー数等、地域内の規模が認められるか。 ・掲載企業の採用率やマッチング率の高さは認められるか。
実施体制に関する視点	20		
従事スタッフの構成・人数など	10		・業務に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、求人作成から採用にいたるまでの過程で、個社ごとのマッチング率を高めることができる構成・人員となっているか。
類似業務の受託実績	10		・中小企業の人材確保に関する課題解決支援など類似分野での活動実績があり、中小企業の効果的な人材確保の実現に資する経験があるか。
小計	150		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
④地域貢献活動に関する取組	1	公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。
⑤脱炭素化に関する取組	1	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	13	
合計	163	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、「市内の中小企業であること」での加算は原則5点とする。

なお、加算項目については、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。